

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿沼市	南押原（北）地区（楡木町、南上野町、大和田町）	令和 3 年 3 月 2 5 日	令和 6 年 3 月 3 1 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	298.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	243.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	96.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> 楡木町は基盤整備されていることもあり、比較的担い手への集積が図られており、農地面積の約6割が担い手による耕作が行われている。一部、遊休農地も見受けられるため、そうした農地の適切に管理することにより、農地の集積・集約を図る必要がある。 南上野町は基盤整備されておらず、水田が沼地の状態で作付け自体が難しいところもある。 大和田町は集積率こそ約20%と高くないが、担い手以外による耕作や地域による草刈りなども行われており、営農の面においては今のところ大きな問題は抱えていない。
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> 楡木町については、現状の営農を保ちつつ、遊休農地等が発生した場合には地域の担い手を中心に集積・集約化を図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> 南上野町については、課題のとおり、作付けが難しい農地もあることから、農地として継続できるところを明確にし、地域の担い手だけで難しければ他地区からの農業者受け入れも検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 大和田町については、担い手のほかにも経営規模の大きい農業者も複数あることから、それらの農業者で空き農地や後継者がいない農地等について集積・集約化を図る。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。